

7 健康福祉に関する県の計画

(1) 総括表

計画の名称	策定年月	計画期間	計画の概要	根拠法令	担当課
長野県総合5か年計画 (しあわせ信州創造プラン3.0)	R5年 (2023年) 3月	2023 年度 ～ 2027 年度	以下の性格を有する、県政運営の基本となる総合計画。 ・概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間の行動計画 ・都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・SDGsの達成に寄与するもの	まち・ひと・しごと創生法	総合政策課 (健康福祉政策課)
第3期信州保健医療総合計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	保健医療に関連する10の計画を一体的に策定。これまでの信州保健医療総合計画を引き継ぎ、県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにする計画。		健康福祉政策課
第8次長野県保健医療計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	国の基本方針に即しつつ、医療圏、基準病床数、地域医療構想、医療連携体制、医療従事者の確保、疾病対策などを定めた計画。	医療法	医療政策課
第4次長野県健康増進計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	長野県における健康づくりを推進するため、健康づくりに関する9分野を中心に今後目指すべき姿と取組、指標・目標を定めた計画。	健康増進法	健康増進課
長野県母子保健計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	県内どこの市町村においても同じ水準で妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する体制の構築を推進する計画	母子保健法 子ども・子育て支援法 国「第2次健康やか親子21」	疾病・感染症対策課
第4期長野県医療費適正化計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	生活習慣病の予防対策や療養病床の再編成などにより、医療費の伸びを適正なものとするための計画。	高齢者の医療の確保に関する法律	健康福祉政策課
長野県がん対策推進計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	長野県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、県民及び関係機関・団体と連携して取り組むがん対策の今後目指すべき姿と取組、数値目標を定めた計画。	がん対策基本法	疾病・感染症対策課
長野県歯科口腔保健推進計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	長野県の歯科保健施策を総合的、効果的に進めていくため、歯及び口腔の健康づくりに関する具体的な目標と取組等を定めた計画。	長野県歯科保健推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課
長野県依存症対策推進計画	R6年 (2024年) 3月	2024 年度 ～ 2029 年度	アルコール健康障害対策基本法及び国のアルコール健康障害対策推進基本計画、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、健康障害の発生、進行及び再発防止を図るための計画。	アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法	疾病・感染症対策課

計画の名称		策定年月	計画期間	計画の概要	根拠法令	担当課
長野県感染症予防計画	長野県感染症予防計画	R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2029年度	長野県における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策、医療を提供する体制の確保、緊急時における予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策等を定める計画。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の提供に関する法律	疾病・感染症対策課
	長野県肝炎対策計画	R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2029年度	肝炎対策基本法の趣旨に基づき、長野県における肝炎対策を推進するための体制の構築、市町村と連携した肝炎対策の推進等を内容とする計画。	肝炎対策の推進に関する基本的な指針	疾病・感染症対策課
	長野県循環器病対策推進計画	R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2029年度	循環器病対策基本法に基づき、本県の実情に応じた総合的な循環器病対策を推進するための計画。	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	健康増進課 疾病・感染症対策課
長野県食育推進計画(第4次)		R5年 (2023年) 3月	2023年度 ～ 2027年度	長野県における食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的事項を定め、食を通して生涯にわたって心身の健康と豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開する計画。	食育基本法	健康増進課
第9期長野県高齢者プラン(長野県老人福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・長野県認知症施策推進計画)		R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2026年度	老人福祉法、介護保険法等に基づき、市町村等の計画をもとに、サービス利用や施設整備の目標等を定めた計画。	老人福祉法 介護保険法 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	介護支援課
長野県障害者プラン2024(県障害者計画・第7期長野県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)		R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2029年度	「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指すことを基本理念とし、障害者基本法等に基づき、障がい者施策の基本的方向や推進方策を定めた計画。	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	障がい者支援課
長野県自殺対策推進計画		R4年 (2023年) 3月	2023年度 ～ 2027年度	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱等に基づき、長野県における自殺対策の目指すべき姿と県民、関係機関・団体及び県の取組を定めた計画。	自殺対策基本法	疾病・感染症対策課
長野県動物愛護管理推進計画		H25年 (2013年) 8月	2014年度 ～ 2033年度	国の動物愛護管理基本指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための計画。	動物の愛護及び管理に関する法律	食品・生活衛生課
第2期長野県地域福祉支援計画		R4年 (2023年) 3月	2023年度 ～ 2027年度	社会福祉法の規定に基づき、地域における高齢、障がい、児童等、福祉に共通して取り組む事項や地域福祉の向上のための施策を定めた計画。	社会福祉法	地域福祉課
長野県国民健康保険運営方針		R6年 (2024年) 3月	2024年度 ～ 2029年度	県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるもの	国民健康保険法	健康増進課 国民健康保険室
令和7年度長野県食品衛生監視指導計画		R7年 (2025年) 3月	2025年度	令和7年度に長野県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画。地域の実情を踏まえ、重点的かつ効果的な監視指導を行うことを目的に策定。	食品衛生法	食品・生活衛生課

概要

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦

「ゆたかな社会」を実現するために～

令和5年（2023年）3月
長野県

しあわせ信州創造プラン3.0 ～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～ の全体像

はじめに <ul style="list-style-type: none">今後の県づくりの方向性を県民と共有し、共に取り組むための、いわば共創型の総合計画概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間(2023～2027年度)の行動計画県まち・ひと・しごと創生総合戦略[デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案して策定]SDGsの達成に寄与するもの[経済・社会・環境の3側面の課題に統合的に取り組み、誰一人取り残さない社会の実現を目指す]	第3編 基本目標 →P2 <p>確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る</p>	
第1編 現状と課題 <p>長野県を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none">少子化と人口減少の急速な進行東京一極集中から地方分散へな動き気候変動への対応や持続可能な社会の実現に向けた動き自然災害や感染症などの脅威激変する国際情勢社会におけるデジタル化の急速な進展社会に存在する様々な格差ライフスタイルや価値観の多様化 <p>長野県人口の推移と将来展望</p> <ol style="list-style-type: none">これまでの人口推移長野県人口の将来展望 <p>長野県の特長</p> <ol style="list-style-type: none">学びの風土と自主自立の県民性自立分散型の県土変化に富んだ豊かな自然環境多様な文化と豊かな交流大都市圏からのアクセスの良さ全国トップレベルの健康長寿地域で育まれてきた特色ある産業 <p>これまでの取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none">8つの「重点目標」の進捗状況6つの「政策推進の基本方針」の進捗状況	第4編 施策の総合的展開 →P4 <p>1 持続可能で安定した暮らしを守る</p> <ol style="list-style-type: none">1-1 地球環境を保全する1-2 災害に強い県づくりを推進する1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る1-4 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性を向上する1-5 健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る1-6 県民生活の安全を確保する <p>2 創造的で強靱な産業の発展を支援する</p> <ol style="list-style-type: none">2-1 産業の生産性と県民所得の向上を図る2-2 人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する2-3 地域に根差した産業を活性化させる <p>3 快適でゆとりのある社会生活を創造する</p> <ol style="list-style-type: none">3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する <p>4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる</p> <ol style="list-style-type: none">4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する4-2 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる4-3 働き方改革を推進し、就労支援を強化する4-4 女性が自分らしく輝ける環境をつくる4-5 高齢者の活躍を支援する <p>5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる</p> <ol style="list-style-type: none">5-1 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する5-2 一人の子どものもとに残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる5-3 高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する5-4 学びの共創による地域づくりを推進し、生涯を通じた多様な学びを創造する	第6編 地域計画 →P14 <p>地域のめざす姿</p> <p>佐久 「高原野菜・カラマツが輝く豊かな農山村」と「教育・医療が充実した活力ある街が織りなす「住んでよし・訪れてよし」の佐久地域</p> <p>上田 多彩な魅力で人を惹きつけ、暮らしやすさを実感し、脱炭素社会をリードする上田地域</p> <p>諏訪 ～諏訪の湖(うみ)・ハケ岳(やま)の恵み～ 活力ある地域を未来につなぐ</p> <p>上伊那 人々の思いが 力が 重なり 高まり 未来を創る 二つのアルプスに護られた水と森林(もり)と太陽の伊那谷</p> <p>南信州 リニア新時代のドアを拓く 伝統文化と最先端技術が共栄する南信州</p> <p>木曾 豊かな自然と歴史・文化に育まれた「木曾らしい」暮らしを維持する地域づくり</p> <p>松本 人々が活き、賑わいあふれ、快適で暮らしやすい信州の中心「松本地域」</p> <p>北アルプス 北アルプスの恵みを活かした観光や農林業などの産業が栄え、暮らしが幸せを実感し、訪れる人が感動する地域</p> <p>長野 人が集い活力あふれる「中核的都市圏・長野」</p> <p>北信 豊かな大地と自然に恵まれたふるさと 雪とともに暮らし北信州</p>
第2編 政策構築・推進に当たった共通視点 <p>「長野県を取り巻く状況」を踏まえた視点</p> <ol style="list-style-type: none">女性・若者の希望を実現し、少子化を食い止め人口減少に対応する人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さないSDGsを踏まえ、環境と調和した持続可能な発展を追求するデジタル技術を徹底活用する世界を視野に入れ行動する <p>「長野県の特長」を踏まえた視点</p> <ol style="list-style-type: none">県民に息づく「学びと自治」の力を生かす信州の強み・地域の個性を生かす	第5編 新時代創造プロジェクト →P10 <ol style="list-style-type: none">1 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト2 ゼロカーボン加速化プロジェクト3 デジタル・最先端技術活用推進プロジェクト4 個別最適な学びへの転換プロジェクト5 人口減少下における人材確保プロジェクト6 世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト7 県内移動の利便性向上プロジェクト8 輝く農山村地域創造プロジェクト	第7編 計画推進の基本姿勢 →P15 ～「学ぶ県組織」と「対話と共創」～ <ol style="list-style-type: none">① 県民の信頼と期待に応える組織づくり② 県民との対話と共創③ 県・市町村関係の改革と他県等との連携の推進④ 地方分権・規制改革による大変革⑤ ブランド力の向上

【基本目標】 確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

確かな暮らしを守る

- 短期的には新型コロナウイルス感染症、国際情勢の激変による物価高騰、中長期的には気候変動とそれに伴う災害の激甚化・頻発化、急激な人口減少とそれに伴う担い手不足などの様々な危機が、現在、複合的に押し寄せています。
- こうした危機を克服することで県民の安定した暮らしを確保し、明日への希望を持って日々の生活を送ることができ、万一の場合には温かな支援を受けられることができるという安心がある「確かな暮らし」を守っていきます。
- 県としては、次のような社会の実現に責任を持って取り組みます。
 - ・ 現下の物価高騰を克服し、コロナ禍等で停滞した社会経済活動が再生・活性化している。
 - ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及が進み、脱炭素社会に近づいている。
 - ・ ハード・ソフトの両面から災害への備えが強化されている。
 - ・ 出生数の減少傾向に歯止めがかかり、移住者やつながり人口が増加している。
 - ・ 地域社会に不可欠な医療・福祉、農林業、交通・建設業等の担い手が確保されている。
 - ・ 水道・排水処理施設や道路などの公共インフラが安定的に維持・運営されている。
 - ・ 公共交通等の移動サービスが充実し、高齢者、高校生、観光客等の移動の足が確保されている。

2

基本目標について

ゆたかな社会を創る

- 社会の成熟やグローバル化、デジタル化の進展などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、物質的な豊かさだけでなく、生活の質やゆとりなど精神的な豊かさを重視する傾向が高まっています。
- こうした中、長野県は、経済的な繁栄を享受するとともに、環境と共生し、多様性が尊重され健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、すなわち一人ひとりの県民がしあわせ（ウェルビーイング “Well-being”）を実感できる「ゆたかな社会」を目指していきます。
- また、ゆたかな社会を築く礎として、暮らしを支える「社会的共通資本」を多様な関係者とともに維持・発展させていきます。
- 県としては、次のような社会の実現に責任を持って取り組みます。
 - ・ 産業の生産性向上・働き方改革により、県民の所得が向上し、多様な働き方が実現している。
 - ・ デジタル技術の活用により、公共サービスや事業活動の利便性や効率性が向上している。
 - ・ 結婚・子育て支援、教育等が充実し、子ども・若者や女性の幸福追求が最大限保障されている。
 - ・ 性別、障がい、所得等による差別・格差の解消が進み、誰にでも居場所と出番がある。
 - ・ 高校改革、高等教育・リカレント教育の振興等により、学びの県づくりが進んでいる。
 - ・ 医療機関の機能分担と連携が進むなど、医療・介護サービスが質・量ともに充実している。
 - ・ 健康に生活できる期間が長くなり、多くの高齢者が現役で活躍している。
 - ・ 観光地域づくりやまちの緑化などが進み、快適でうるおいのある空間が増加している。
 - ・ 農山村や過疎地域等が人をひきつけ、人間的な暮らしの最先端地域になっている。
 - ・ 文化・芸術やスポーツに身近で親しむことができ、暮らしにうるおいをもたらしている。

これらの考えは、「誰一人取り残さない」という誓いのもと、経済・社会・環境の統合的向上を図ることにより持続可能な世界の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）にも呼応するものです。

3

施策の総合的展開について

- ・5つの「政策の柱」ごとに計画期間中に取り組む34の施策を整理しました。
- ・それぞれの施策（下表において丸数字で表した施策）に「めざす姿」を掲げるとともに、その実現に向けた取組の進捗状況を測るため40の主要目標を含む128の施策達成目標を設定します。

1 持続可能で安定した暮らしを守る

課題

地球規模で急速に進行する気候変動、その影響により一層の激甚化・頻発化が懸念される自然災害、一定の周期での発生が見込まれる大規模地震、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症など、これまで以上に様々な脅威が身近に迫っています。

また、公共インフラの老朽化、人口減少に伴う地域公共交通や社会保障制度の持続可能性の低下、グローバルリスクに起因する物価高騰など、社会活動の維持にも大きな課題が生じています。

めざす姿

脱炭素社会の実現に向けた取組が着実に進み、生態系や水大気などの地球環境が保全されるとともに、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産が守られています。

また、道路・上下水道・公共交通等の社会的なインフラが維持されるとともに、充実した医療・介護サービスが提供され、犯罪や交通事故等の少ない社会で、誰もが安心して日常生活を送っています。

施策

1-1 地球環境を保全する

- ① 持続可能な脱炭素社会の創出
- ② 人と自然が共生する社会の実現
- ③ 良好な生活環境保全の推進

1-2 災害に強い県づくりを推進する

- ① 災害に強い県づくりの推進

1-3 社会的なインフラの維持・発展を図る

- ① 社会的なインフラの維持・発展

1-4 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性を向上する

- ① 公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上

1-5 健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る

- ① 健康づくりの推進
- ② 充実した医療・介護提供体制の構築

1-6 県民生活の安全を確保する

- ① 県民生活の安全確保

4

施策の総合的展開について

2 創造的で強靱な産業の発展を支援する

課題

新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の緊張の高まりにより、企業や家計は著しく打撃を受け、経済再生に向けた取組が急務となっています。

また、Society 5.0時代を見据えたデジタル化の急速な進展や、脱炭素社会への取組を経済成長につなげるGXの動きなど、新時代に即した産業の競争力を高めていくことが必要です。

さらに、持続可能な産業を実現するためには、環境調和型経済への転換や、各産業の人手不足を緩和し、暮らしを支える産業の維持・発展を進めていくことが重要です。

めざす姿

アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成等により、県内における起業・スタートアップが増加しています。

また、デジタル化による成長産業の創出・振興や、リスキリング・リカレント教育などによる産業人材やグローバル人材の育成・確保等が進むとともに、農林業においても先端技術の活用と担い手の確保が促進され、産業の生産性が向上し、県民所得が向上しています。

さらに、再資源化等を図る循環経済や、食料・エネルギーの地産地消といった地域内経済循環への転換が図られるとともに、産業の担い手が安定的に確保され、地域に根差した産業が活性化しています。

施策

2-1 産業の生産性と県民所得の向上を図る

- ① 成長産業の創出・振興
- ② 稼ぐ力とブランド力の向上
- ③ 産業人材の育成・確保

2-2 人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する

- ① 循環経済への転換の挑戦
- ② 地域内経済循環の推進

2-3 地域に根差した産業を活性化させる

- ① 地域の建設業等における担い手の確保の推進
- ② サービス産業等の活力向上

5

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

課題

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に東京一極集中の動きに変化が生じ、地方で暮らす・働くことへの関心の高まりが生じた一方、行政・民間におけるデジタル化の遅れやデータ連携・利活用環境の整備不足が浮き彫りとなりました。

また、生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向が高まっており、人々のしあわせや豊かさに関する価値観も多様化しています。

めざす姿

まちの緑化、自然を身近に感じる暮らしや、生活における利用者目線でのデジタル化が進み、どこでも誰もが快適でゆとりのある暮らしを送っています。

また、住民や企業・NPO、行政、地域の関係者等が世代や分野を問わずに協働・共創し、自主的・主体的に地域づくりに取り組むとともに、県と市町村や市町村同士の連携が一層強まり、すべての地域が持続的に発展しています。

さらに、長野県の実然や営みが日本人のみならず、多様な文化を持つ外国人をもひきつけ、県外・海外からの観光のほか、県内への移住・多様なかかわりが活発に行われるとともに、コロナ禍でダメージを受けた人と人との絆や交流が回復し、住む人も訪れる人も長野県を楽しんでいます。

あわせて、県民が生活の様々な場面で文化芸術やスポーツに親しみ、心豊かに暮らすとともに、幼少期から多くの芸術作品や自然体験等に触れることで、非認知能力や創造性が高められています。

施策

3-1 住む人も訪れる人も快適な空間をつくる

- ① 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進
- ② デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現
- ③ 地域活力の維持・発展
- ④ 本州中央部広域交流圏の形成
- ⑤ 移住・交流・多様なかかわりの展開
- ⑥ 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

3-2 文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する

- ① 文化芸術の振興と文化芸術の力の様々な分野への活用
- ② 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進

施策の総合的展開について

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

課題

我が国は経済の活性化が図られてきた一方で、正規雇用・非正規雇用者の間や男女間における所得格差、貧困による子どもの教育機会や学力の格差が大きな課題となっています。

また、子ども・若者や女性、高齢者、外国人、障がい者など、多様な人々に居場所と出番がある社会を構築していくとともに、一人ひとりが希望する生活や働き方を選べる仕組みを築いていくことが求められています。

さらに、少子化・人口減少の進行は、経済活動における生産及び消費の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、県の存続に関わる問題です。

めざす姿

結婚・出産・子育てに関する経済的負担の軽減などにより、すべての女性・若者・子育て世代の希望が実現し、安心して生活を送ることができることで、出生数の減少に歯止めがかかっています。

また、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが必要とされ、個性や能力を発揮でき、活躍する場があるとともに、他者を認め、思いやり、共に支え合う共生社会が実現しています。

さらに、一人ひとりが希望する仕事やライフスタイルに合った働き方を選び、雇用形態等における公正な待遇が確保されることで、社会的・経済的に自立し、自分らしく夢を持って地域や社会に参画しています。

施策

4-1 子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

- ① 若者の結婚・出産・子育ての希望実現
- ② 子ども・若者が夢を持てる社会の創造

4-2 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる

- ① 年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会の創出

4-3 働き方改革を推進し、就労支援を強化する

- ① 働き方改革の推進と就労支援の強化

4-4 女性が自分らしく輝ける環境をつくる

- ① 女性が自分らしく輝ける環境づくり

4-5 高齢者の活躍を支援する

- ① 高齢者の活躍の支援

5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる

課題

社会の大きな変化の中で、「一律様な教育」から「個別最適な学び」へ構造転換を図り、あくまでも子どもたちを中心に据えて、これからの時代に求められる力を育むことができる環境づくりを行うことが急務です。

また、経済状況や子どもの特性等により教育機会に格差が生じることがないよう、教育の多様化や支援の充実を推進することが重要です。

さらに、デジタル化やグリーン化などの分野で産業界を支える高度専門人材やグローバル人材、地域特有の課題に対して解決の方策を提案できる人材が求められているとともに、人生100年時代にあつて、誰もが学び直すことができる環境づくりが必要です。

めざす姿

すべての幼児、児童、生徒にとって居心地のよい学校の中で、一人ひとりが持つ「好奇心」や「探究心」を伸ばし、能力が引き出され、自分にとっての幸せを実現できる学びに取り組むとともに、学校だけでなく、学校外にも多様な学びの機会が確保され、子どもたちにとっての個別最適な学びが実現しています。

また、県内の高等教育の振興により、大学などの高等教育機関が知の拠点としての機能を発揮し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った人材が育成されるとともに、リカレント教育やリスキリングを通じて、働き続けられる能力が向上することで、変化の激しい時代にあつても様々な人材が県内企業や地域の中核的な担い手として活躍しています。

さらに、社会教育施設や学校などにおいては、生涯にわたって県民が学び続けることができる環境が整い、他者との対話と学び合いを通して、自主的・主体的な地域づくりが活発に行われています。

施策

- 5-1 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する
 - ① 一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びの推進
- 5-2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる
 - ① 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境の創出
- 5-3 高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する
 - ① 高等教育の振興による地域の中核となる人材の育成
- 5-4 学びの共創による地域づくりを推進し、生涯を通じた多様な学びを創造する
 - ① 学びの共創による地域づくりの推進と生涯を通じた多様な学びの創造

40の主要目標について

1 持続可能で安定した暮らしを守る	3 快適でゆとりのある社会生活を創造する
1 再生可能エネルギー生産量	21 県に対してオンラインで実施できる行政手続の割合
2 新築住宅におけるZEHの割合	22 信州まつもと空港利用者数
3 民有林における造林面積	23 社会増減
4 災害時要配慮者の「個別避難計画」を作成している市町村の割合	24 移住者数
5 緊急又は早期に対策が必要な橋梁・トンネルにおける修繕等の措置完了率	25 観光消費額
6 公共交通機関利用者数	26 外国人延べ宿泊者数
7 健康寿命	27 信州アーツカウンシルの支援等団体数
8 医療施設従事医師数（人口10万人当たり）	28 運動・スポーツ実施率
9 交通事故死者数	4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる
10 自殺死亡率（人口10万人当たり）	29 出生数
2 創造的で強靱な産業の発展を支援する	30 婚姻数
11 労働生産性	31 信州子どもカフェ設置数・設置市町村数
12 会社開業率	32 法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数
13 製造品出荷額等	33 一般労働者の総実労働時間
14 農業農村総生産額	34 県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合
15 林業産出額(うち木材生産)	35 県の審議会等委員に占める女性の割合
16 県民一人当たり家計可処分所得	5 誰もが主体的に学ぶことができる環境をつくる
17 県産農畜産物の輸出額	36 高校生の海外への留学者率
18 加工食品の輸出額	37 信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数・認定園の所在市町村数
19 就業率	38 「授業は、自分にあつた教え方、教材、学習時間になっていた」と答える児童生徒（小6、中3）の割合
20 県内出身学生のUターン就職率	39 信州自然留学（山村留学）者数
	40 県内大学卒業生の県内就職率

「新時代創造プロジェクト」について

- 新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化、他に先駆けた取組等を横断的に特に進めていく必要がある政策をピックアップし、「新時代創造プロジェクト」として取り組んでいきます。
- 計画では、「新時代創造プロジェクト」の方向性を掲げるとともに、それを達成するための「リーディングアクション」（先導的取組）の例を示しています。具体的な「リーディングアクション」とその構成事業については、その効果の有無や社会経済情勢の変化等に応じて、柔軟に改廃や追加等を行っていきます。
- 「リーディングアクション」や事業の具体化と併せて、各プロジェクトの達成目標を掲げることも検討し、その進捗状況の的確な把握に努めていきます。

1 女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト

プロジェクトの方向性

- 職場・地域・家庭等における固定的性別役割分担意識を解消し、「女性の多様なライフスタイル」を支える社会に転換
- 仕事と子育て等との「両立」が当たり前の働き方へ転換するとともに、社会全体で子育てを支える「子育ての社会化」を目指す
- 生活や就業、出会い・結婚などに悩みを抱える若者が、様々なライフステージにおいて新たな一歩を踏み出しやすい社会を目指す
- 住まいの確保など移住先での生活の不安を解消し、「希望がかなうUターン・移住」への転換を図るとともに、若者にとって魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの女性・若者に選ばれる県づくりを進める

リーディングアクション例

- ◆ 保育・教育環境の充実や保育・教育費の負担軽減を図る
- ◆ 男性の育児休業取得の徹底や地域全体で育児を支え合うネットワークの構築を検討
- ◆ 多様な機会を通じて若者一人ひとりの生活や仕事、結婚などの悩みや不安に寄り添った相談・支援を実施
- ◆ 安心してUターン・移住できるよう、経験・スキルを活かした県内企業とのマッチング、住まいの確保を促進
- ◆ 女性・若者の起業や地域活動に伴うリノベーションなどを支援

2 ゼロカーボン加速化プロジェクト

プロジェクトの方向性

- ゼロカーボン社会共創プラットフォーム(くらしふと信州)においてあらゆる主体との新たな共創を表現し、県民・事業者・地域とともに、制度や事業モデルの創出といったあらゆる手段を駆使して、ゼロカーボンの取組を加速化

リーディングアクション例

- ◆ 屋根ソーラー設置や新築建物のZEH化の義務化を検討
- ◆ 「長野県版初期費用ゼロ円ソーラーモデル」を構築
- ◆ 県と地域が一体となって取り組む「地域参画型小水力発電事業モデル」を実施
- ◆ 再エネで地域のエネルギー需要量を賄い地域内経済循環を生み出す「エネルギー自立地域」を創出

10

「新時代創造プロジェクト」について

3 デジタル・最先端技術活用推進プロジェクト

プロジェクトの方向性

- デジタル・最先端技術とデータ利活用のメリットを暮らしや産業などあらゆる分野で徹底的に活用・展開することにより、担い手が減少していく中でも、あらゆる産業が継続されるとともに、場所・距離の制約なしに質の高いサービスが受けられ、どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を加速化
- 県内全てのIT企業が開発型や他産業との伴走型ビジネス形態に転換することで、高い付加価値を生み出し、情報通信業が製造業に次ぐ産業に成長するとともに、日本一ITビジネスを始めやすい環境が整備され、IT系スタートアップが次々と生まれることを目指す
- 最先端技術であるメタバースやエアモビリティの導入・活用を図ることにより、県民等の利便性向上を目指す

リーディングアクション例

- ◆ 県内IT企業と連携し、企業のニーズの掘り起こしから技術導入まで一貫して伴走支援する体制を整備
- ◆ 県がデジタル人材を確保し、市町村に派遣し、DXを支援する仕組みを創設
- ◆ IT系企業に特化した県版ベンチャーキャピタル等の創設を検討
- ◆ へき地医療を補完する「D(医師) to P(患者) with N(看護師)」でのオンライン診療導入を促進
- ◆ 人流・消費データや旅行者のニーズ等を分析・活用したデジタルプロモーションを実施
- ◆ 学びや観光でのメタバース活用、ドローンや空飛ぶクルマなどを中山間地域の物流や移動等に活用する実証実験等の取組を検討

4 個別最適な学びへの転換プロジェクト

プロジェクトの方向性

- ICTの利活用、産学官の連携などにより、学校において児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達の特性に応じた個別最適な学びを表現
- 不登校児童生徒や児童生徒一人ひとりの学びのニーズに応える多様な学びの選択肢を提供

リーディングアクション例

- ◆ 「信州学び円卓会議(仮称)」を開催し、個別最適な学びのあり方等を議論
- ◆ 県内の子どもたちに多様な学びの選択肢を提供するため、県内各地でのサマースクール等の開催の促進、フリースクール認証・支援制度の創設、夜間中学校の設置・不登校特例校等の立地促進などを検討
- ◆ 企業・高等教育機関等の幅広い外部人材の参画促進や特別免許状等の活用などを推進

「新時代創造プロジェクト」について

5 人口減少下における人材確保プロジェクト

プロジェクトの方向性

- あらゆる産業分野で労働力不足が顕著になっている中、魅力ある職場づくりをはじめ、県外からの人材の呼び込みや多様な人材の労働参加を加速するとともに、リスクリングによる一人ひとりの労働生産性の向上や成長分野への労働移動、テレワークや兼業・副業といった「新しい働き方」に挑戦する個人や企業の取組を一層促進することにより、担い手不足が解消している社会を目指す

リーディングアクション例

- ◆若者を呼び込むため、職と住をトータルで紹介
- ◆上伊那地域の産学官が連携して次世代育成を実践する「郷土愛プロジェクト」など地域の主体的なキャリア教育の取組を県内展開
- ◆女性デジタル人材等の育成と、在宅勤務等でIT関連業務を請け負うビジネスモデルを展開
- ◆兼業・副業の容認促進、「一人多役」等多様な働き方を普及
- ◆後継者を広く募集しマッチングを推進
- ◆全国随一の森林・林業の人材育成拠点地域を創出するため、木曾谷・伊那谷フォレストバレーの形成を推進

6 世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 県内企業の海外展開支援や成長産業への参入支援、輸出、インバウンド需要の取り込みにより、域外(国内外)から資金を獲得
- 産業間の共創により地域内で資金を循環させる経済構造に転換

リーディングアクション例

- ◆EVのグローバルサプライチェーンへの新規参入、次世代半導体や電動モビリティの開発・実証を促進
- ◆重点農産物や発酵食品の新規市場開拓を支援
- ◆信州ならではの体験を提供できる県の推奨ガイドを育成のほか、海外における発信拠点として現地コーディネーターを配置
- ◆地域のサービスや製品の購入を促す「デジタル地域通貨」を普及
- ◆県産小麦・大豆・そば等の生産拡大と品質向上を図り加工品の原料を県産へ転換
- ◆「信州型サーキュラーフード・ビジネス」を構築

12

「新時代創造プロジェクト」について

7 県内移動の利便性向上プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 持続可能な地域公共交通を維持・確保するためにこれまで以上に行政が関わる仕組みへ転換するとともに、訪問型のサービス提供など総合的な取組により、高齢者や高校生など誰もが大きな不便を感じることなく日常生活を送ることができる状態を目指す
- 県内を円滑に移動できる環境を整備することにより、観光客を含む利用者の利便性の向上を目指す

リーディングアクション例

- ◆高齢者や高校生などの移動の確保のため、必要なサービス水準(ダイヤ・運行回数・運賃等)のあり方を検討
- ◆公共交通機関のキャッシュレス化や公共交通情報のオープンデータの活用を推進し、MaaSの取組を加速化
- ◆EVやグリーンスローモビリティ等の環境負荷の低い車両の導入、充電インフラの整備を促進

8 輝く農山村地域創造プロジェクト

プロジェクトの方向性

- 人口減少による構造的課題や、コロナ禍を契機とした価値観の変化を「未来に向けた変革(トランスフォーメーション)を生むチャンス」と捉え、地域特有の資源を最大限活用し、日本・世界で類のないレベルに磨き上げることで、様々な課題や条件不利性の克服と、これからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出されるオンリーワンの「輝く農山村地域」(クリエイティブ・フロンティア)の創造を目指す

リーディングアクション例

- ◆輝く農山村地域の創造に向け、地域ぐるみの意欲的な活動で成果を挙げている地域を厳選し、様々な政策を集中投下するなど広範な支援を実施
(支援内容例)
 - ・県職員の地域への派遣など県組織を挙げた人的・技術的な支援
 - ・地域づくり支援組織による伴走支援
 - ・地域が目指す分野に特化した外部人材とのマッチング、派遣
 - ・既存の補助制度等の活用や新たな財政的支援の検討
 - ・障壁となる規制等の見直しが必要な場合の国への提案・要望や特区申請などによる支援

13

「地域計画」について

・10の広域圏ごとに独自性を発揮した地域計画を策定しました。

佐久 「高原野菜・カラマツが輝く豊かな農山村」と「教育・医療が充実した活力ある街」が織りなす「住んでよし・訪れてよし」の佐久地域	木曾 豊かな自然と歴史・文化に育まれた「木曾らしい」暮らしを維持する地域づくり
1 「晴れやかな空の下、心晴れやかに暮らす」確かな生活の基盤づくり 2 「佐久の産業は粒ぞろい」未来につなげる産業づくり 3 「教育が人を呼び込む」首都圏からの利便性と人を活かした地域づくり(地域連携プロジェクト) 1 浅間山の防災体制の強化 2 中部横断自動車道の整備促進	1 林業・木材産業の振興と森林資源を活かした二酸化炭素吸収源の確保 2 木曾らしさを活かした観光振興 3 地域防災力・減災力の強化 4 人口減少下における持続可能な地域づくり
上田 多彩な魅力で人を惹きつけ、暮らしやすさを実感し、脱炭素社会をリードする上田地域	松本 人々が活き、賑わいあふれ、快適で暮らしやすい信州の中心「松本地域」
1 上田地域の魅力の向上と発信による人を惹きつける観光地域づくり 2 地域を支える産業のグレードアップ 3 穏やかに暮らし続けられる地域づくり 4 持続可能な脱炭素社会の地域づくり	1 信州まつもとと空港の利用促進と拠点整備の推進 2 大規模地震・噴火・水害等の発生に備えた対策の充実・強化 3 中部山岳エリアにおける広域的な観光振興と交通網の整備 4 地域ブランドを活かしたゆたかな暮らしと移住への取組
諏訪 ～諏訪の湖・八ヶ岳の恵み～ 活力ある地域を未来につなぐ	北アルプス 北アルプスの恵みを活かした観光や農林業などの産業が栄え、暮らしやすさを実感し、訪れる人が感動する地域
1 ものづくり・観光・農林業振興 2 諏訪湖創生ビジョンの推進 3 八ヶ岳・霧ヶ峰の豊かな自然と共生する地域づくり 4 脱炭素社会、安全・安心な地域の実現	1 農業、林業、製造業などの稼ぐ力を高める 2 観光誘客や移住者増加につながる地域の魅力を高め、発信する 3 地域の中で安心して生活できる環境を整え、次の世代につなぐ
上伊那 人々の思いが力が重なり、高まり未来を創る 二つのアルプスに護られた水と森林と太陽の伊那谷	長野 人が集い活力あふれる「中核的都市圏・長野」
1 伊那谷の未来を創る「ひと」づくり 2 誰もが安心して、快適に暮らし、人生を楽しめる「まち・暮らし」づくり 3 人が集い、新たな価値を共創する「つながり」づくり 4 22世紀も二つのアルプスにライチョウが生息し続けられる「脱炭素社会」づくり	1 大規模災害の経験を生かし「自然災害に強い持続可能な長野地域」をつくる 2 ポストコロナ時代に選ばれる「誰もが自分らしく健康に暮らせる長野地域」をつくる 3 人口減少下にあっても「デジタル技術や地域の強みを生かし今後も躍進する長野地域」をつくる
南信州 リニア新時代のドアを拓く 伝統文化と最先端技術が共栄する南信州	北信 豊かな大地と自然に恵まれたふるさと 雪とともに暮らしす北信州
1 高速交通網開通の効果を最大限に活かす基盤整備 2 伝統を守り未来を見据えた持続可能な地域づくり 3 地域資源や特性を活かし地域を支える産業振興 4 安全・安心に暮らすことができる住みやすい地域づくり	1 北信州に生まれ・育ち・集まる人々が、交流し活躍する暮らしの推進 2 北信州の自然を活かした、収益性の高い農業・国際競争力の高い観光業の振興 3 雪国の暮らしを支えるライフライン、地域医療など生活基盤の維持と確保

計画推進の基本姿勢 ～「学ぶ県組織」と「対話と共創」～ について

1 県民の信頼と期待に応える組織づくり

- (1)「県民起点」の行動改革 ➤ 県民を起点に考える行動改革を進める
- (2)「学ぶ県組織」の浸透 ➤ 主体的に学び続け新たな取組に挑戦する県組織の風土を浸透させていく
- (3)時代の要請に応じた組織体制の構築 ➤ 計画の推進等に向けた体制強化を図り、効果的・効率的な組織編成に努める

2 県民との対話と共創

- (1)対話型の行政運営の推進
 - ①県民の声の行政運営への反映 ➤ 県政ツタミーティング等の充実や、県民参加型予算など新たな取組を進める
 - ②県民等情報の受け手の立場に立った広報の実施 ➤ 県民の「知りたい」広報への転換と、職員の発信力向上等効果的な広報に取り組む
- (2)多様な主体との共創の推進
 - ①共創マインドの浸透・定着 ➤ 民間人材との共創体験などを通じて、共創マインドを組織内に浸透・定着させる
 - ②様々な仕組み等を活用した共創の推進 ➤ 事業構築段階からプラットフォームの活用等様々な手法により多様な主体と共創を図る

3 県・市町村関係の改革と他県等との連携の推進

- (1)市町村との連携強化・役割分担改革 ➤ 市町村との連携を強化するとともに、規模に応じた役割分担の在り方を検討する
- (2)他都道府県等との連携 ➤ 国への提案・要望や広域的な取組に向け、他県との一層の連携強化を図る

4 地方分権・規制改革による大変革

- 国から地方への事務・権限や税財源の移譲等、本格的な地方分権を推進する
- 生産性の向上や技術革新等の妨げとなっている規制・制度の改革を推進する

5 ブランド力の向上

- 足元の価値の掘り起こしや魅力の磨き上げを行い、信州ブランドの素晴らしさを県内外に効果的に発信し、ブランド力向上を図る

第3期信州保健医療総合計画の概要

第1編 計画の基本的事項

1 策定趣旨

- 少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大や担い手不足、家族形態の変化など、保健医療を取り巻く状況が大きく変化する中、限られた資源を重点的・効率的に活用し、一体的なサービスの提供体制を構築していくことが必要。
- 「健康長寿」という共通の目標に向かい、総合的に施策を推進するため、現行計画を引き継ぎ、保健医療に関連する10の計画*を一体的に策定。

※ ①第8次長野県保健医療計画、②第4次長野県健康増進計画、③長野県母子保健計画、④第4期長野県医療費適正化計画、⑤長野県歯科口腔保健推進計画、⑥長野県がん対策推進計画、⑦長野県依存症対策推進計画、⑧長野県感染症予防計画、⑨長野県肝炎対策推進計画、⑩長野県循環器病対策推進計画

2 計画期間

2024～2029年度（6か年）

第2編 長野県の現状

1 人口構造（2020年）

総人口は204.8万人、65歳以上の割合は32.0%。合計特殊出生率や社会増減が改善すると仮定した場合、2100年頃に137万人程度で定常化の見通し。75歳以上人口は2050年まで増加が続く見通し。

2 平均寿命（2020年）

男性：82.68年（全国2位） 女性：88.23年（全国4位）

3 死亡原因（2022年）

割合の高い順に、悪性新生物（22.2%）、心疾患（14.9%）、老衰（13.6%）、脳血管疾患（8.3%）

4 県民医療費（2021年度）

7,081億円（前年比 +285億円（+4.2%））

第3編 目指すべき姿

「健康で長生き」を達成するため、以下の基本方針を掲げる。

【基本方針】

- **誰一人取り残さない健康づくりの推進**
 - ・生活習慣病の発症予防や重症化予防、健診受診率の向上などによる個人の行動と健康状態の改善、自然に健康になれる環境整備やその質の向上 等
- **医療提供体制の充実・強化**
 - ・医療提供体制の「ランドデザイン」に基づく地域全体で医療を支える体制、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制の構築 等
- **保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築**
 - ・保健・医療・介護（福祉）が相互に連携した切れ目のない地域包括ケア体制の構築 等

結果

- **健康寿命の延伸、平均寿命と健康寿命の差の縮小**
- **誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現**

第4編 健康づくり ※ 主なもの

県民参加の健康づくり	県民の主体的な健康づくりの取組を支援する信州 ACE プロジェクトの推進 等
栄養・食生活	関係機関・団体と連携した野菜摂取量の増加や減塩に向けた取組の推進 等
身体活動・運動、休養	運動をはじめたきっかけづくりや、継続に向けた支援の実施 等
たばこ	若者をはじめとした県民への喫煙防止の働きかけ、受動喫煙防止のための取組の徹底 等
歯科口腔保健	歯科疾患の予防等の普及啓発、市町村や関係機関と連携した歯科口腔保健推進体制の強化 等
こころの健康	地域、学校、職場におけるこころの健康づくりやメンタルヘルス対策の推進 等
生活習慣病予防	生活習慣病の予防・重症化予防、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取組 等
フレイル対策	フレイルに関する普及啓発、多職種による多方面からの総合的なフレイル予防の推進 等
母子保健	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健事業の維持・向上、関係機関の連携強化 等

第5編 医療提供体制の「グランドデザイン」

今後予測される医療ニーズの変化や医療サービスの担い手の減少等の中長期的な課題に対応するため、本県が目指すべき医療提供体制の姿を示した「グランドデザイン」を共有（「地域型病院」「広域型病院」による役割分担と連携体制の推進 等）

第6編 医療圏の設定と基準病床数

- 二次医療圏の設定
 - ・現行の枠組みを維持。事業・疾病ごとに圏域を設定し、必要に応じ隣接医療圏と連携。
- 基準病床数 【一般・療養病床】18,402床 【精神病床】3,766床 【感染症病床】46床 【結核病床】34床

第7編 地域医療構想

2025年度の医療機能ごとの病床数及び在宅医療等の必要量の推計値を参考に、関係者が医療需要に応じた病床機能の分化・連携や、医療と介護が一体となった体制づくりを進めるための方策を共有。

第8編 医療施策 ※ 主なもの

医師	県内で勤務する医師の確保、医師の養成体制の充実、地域偏在・診療科偏在の是正 等
歯科医師	医科歯科連携の推進、歯科医療機関における機能分化と連携の推進 等
薬剤師	県内で勤務する薬剤師の確保、薬学部（6年制）進学者を増やすための取組の実施 等
看護職員	新規養成数の確保、離職防止・資質の向上、再就業の促進 等
歯科衛生士・歯科技工士	歯科衛生士・歯科技工士の確保と資質の向上
管理栄養士・栄養士	管理栄養士・栄養士の確保と資質の向上
医療従事者の勤務環境改善	医師の時間外労働縮減に向けた支援、医療現場における ICT の活用支援 等
救急医療	応急手当や救急車の要請に係る適切な行動の促進、救急患者の搬送・医療提供体制の整備 等
災害時における医療	災害発生時に備えた連携体制、災害急性期の医療提供体制の整備 等
周産期医療	周産期医療体制の維持、妊娠・分娩の相談・健康管理及び救急医療の体制整備 等
小児医療	適切な予防・受療行動の促進、症状に応じて適切な医療・療育を受けられる体制整備 等
へき地医療	医療従事者の確保、地域の中で医療サービスが受けられる体制の整備 等
在宅医療	円滑な在宅療養移行に向けた退院支援、日常の療養支援を受けられる体制の整備 等
外来医療	症状・時間帯に応じて必要な外来医療が受けられる体制の整備、適切な受療行動の促進 等
歯科口腔医療	地域の状況等に応じた歯科口腔医療提供体制の構築、様々な職種や分野との連携の促進 等
医療費の適正化	県民の健康の保持推進、医療の効率的な提供の推進、適正な受診の促進 等

第9編 疾病対策等 ※ 主なもの

がん対策	がん検診の受診率向上、拠点病院を中心とした医療提供体制の整備、共生社会の実現 等
脳卒中対策	初期対応に係る普及啓発、搬送・医療提供体制の整備、リハビリ等における地域連携の推進 等
心筋梗塞等の心血管疾患対策	初期対応に係る普及啓発、搬送・医療提供体制の整備、リハビリ等における地域連携の推進 等
糖尿病対策	生活習慣の改善に向けた取組の促進、合併症等重症化予防の取組の実施 等
精神疾患対策	正しい知識の普及、相談支援の推進、危機介入体制の構築、診療機能の充実 等
依存症対策	段階（発症予防、進行予防、回復支援・再発予防）に応じた依存症対策の推進 等
感染症対策 (新興感染症発生・まん延時における医療を含む)	相談・検査体制、入院医療提供体制、軽症者の療養体制の整備 等
肝疾患対策	速やかな検査・受診の促進、肝炎医療コーディネーター増加に向けた取組の実施 等

長野県食育推進計画（第4次）の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 社会情勢等の変化を背景とした複雑・多様化する課題に対応するため、新たな視点※を踏まえ、食育活動を担う様々な関係者の協力・連携のもと、組織的に食育を推進する計画を策定するもの。

※社会情勢の変化・新たな視点

- ・核家族化、単身世帯増、高齢化の進行 ・生活困窮者の増、物価高騰、食糧問題
- ・価値観の多様化、社会のデジタル化
- ・地域共生社会、地域内経済循環への転換
- ・コロナ禍の影響、頻発する自然災害 ・SDGs、エシカル消費

2 計画の位置づけ

- 食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画
- 長野県総合5か年計画、信州保健医療総合計画、長野県食と農業農村振興計画等と整合し、一体的に推進を図るもの

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）（5年間）

4 計画の推進体制

- 県及び関係機関・団体等で構成される「信州の食を育む県民会議」の場を活用して、取組状況を共有し連携を促進
- 保健福祉事務所ごとに設置している「地域連絡会議」により、市町村や地域の関係機関・団体等と連携した取組を実践

5 計画の進捗管理・評価、公表

- 「信州の食を育む県民会議」において、計画の進捗状況を把握
- 統計資料等を活用するとともに、計画に記載されている指標の進捗状況を数値で把握し、必要なアンケートを実施
- 進捗状況評価を毎年実施し、必要があれば指標を修正
- 施策の取組状況や計画の達成状況は、県ホームページへの掲載等により公表

第2章 基本理念

～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～

「人づくり」生涯にわたる心身の健康増進とゆたかな人間性を育む
「地域づくり」誰一人取り残さない地域で支える食育推進の仕組みづくり

第3章 施策展開

基本分野	現状と課題	目指すべき姿と目標	重点的な取組
若い世代への食育	<ul style="list-style-type: none"> ・20～30歳代の若者や保護者の食育への関心を高める必要がある。 ・20～30歳代の男女の朝食欠食率が高い。 ・20歳代以降、朝食欠食率が増加し、バランスよく食べる人の割合が減少。 ・高校生になると食育の機会が減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの親や若い世代が食育に関心を持つ。 ○ 幼児期から基本的な生活習慣を身に付ける。 ○ 子どもや若い世代がバランスのとれた食事を準備できるスキルや知識を身に付ける。 ○ 高校生が食生活を自己管理する力を身に付ける。 <p>※食育に関心がある若い世代の割合 20歳代男性（2019年度）22.1%→（2027年度）37%</p> <p>主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の割合 20歳代男性（2019年度）25.8%→（2027年度）40%以上</p>	<p>若い世代へ向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 若い世代が食育に関心を持ち、自ら実践できるようSNS等を活用して効果的に情報を発信。 <p>保育所・学校等と家庭や地域の連携による食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども達の食への関心を高め、料理のスキルが身につくよう親子料理教室やお弁当の日等を実施。 <p>高校生等に対する継続した食育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係団体・機関と連携して、高校生や大学生に食の大切さを伝える機会を増加。
世界一の健康長寿を目指す食育	<ul style="list-style-type: none"> ・成人の男性の3人に1人は肥満、女性の10人に1人はやせ。 ・県民の食塩摂取量は男性11.3g、女性9.8gであり、9割以上の人が食塩摂取過剰。 ・20歳～50歳代の野菜の摂取量が少ない。 ・65歳以上の女性の低栄養傾向者が増加。 ・何でも噛んで食べられる人は約8割。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正体重が維持されている。 ○ メタボリックシンドロームが強く疑われる人・予備群の割合が減少する。 ○ 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合が減少する。 ○ 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少する。 ○ 低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者が減少する。 ○ 何でも噛んで食べられる人が増加する。 <p>※低栄養傾向の高齢者（65歳以上女性）（2019年度）26.4%→（2027年度）減少</p>	<p>働き盛り世代の食を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食生活改善を図るため事業所等へ食アドバイザーを派遣し、ACEプロジェクトと連動した生活習慣病予防を推進。 <p>外食・中食における健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「野菜たっぷり」、「減塩」及び「適量の選択」など健康に配慮したメニューを提供する飲食店を登録・支援。 <p>フレイル・オーラルフレイル予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係者と連携し、高齢者の低栄養・フレイル・オーラルフレイルについて周知・啓発。研修会等で専門職の理解を深める。
食の循環と地域の食を意欲した食育	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物を残すことをもったいないと思う児童生徒は約8割。 ・郷土料理や、伝統料理を1種類以上作ることができる人は特に若い世代で少ない。 ・様々な家庭環境や生活の多様化により家庭での共食が難しい人が増加。 ・1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は807gで減少傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地産地消などの郷土への理解を深める。 ○ 食に関する感謝の気持ちを持つ。 ○ 地域で共食したいと思う人が、様々な人と共食する機会を持つ。 ○ 食品ロスの削減に取り組む。 <p>※作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合（2019）48.0%→（2027）増加</p> <p>1人1日当たりの一般廃棄物排出量（2020年度）807g/人・日→（2027年度）790g/人・日</p>	<p>食文化の継承・“地産地消”の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食と農を関連付けた体験の場の充実。 ➢ 農業生産者や食育ボランティア等の情報交換及び研修の実施。 ➢ 給食における有機野菜をはじめ地場産物の活用促進。 <p>地域共生の場を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 信州子どもカフェや子ども食堂、高齢者の通いの場等共食の場における食育の推進により、誰一人取り残さない地域づくり。 <p>エシカル消費の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 出前講座等により関係部局と連携し、エシカル消費の趣旨や意義についての普及啓発。
信州の食を育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関心のある県民の割合は男性約4割、女性約6割。 ・食育ボランティアは、全体的に減少。 ・地域において食に関わる様々な人が、連携して地域全体の食育を推進する体制を整えることが必要。 ・食品に関する正しい情報が必要。 ・新しい生活様式、デジタル社会の到来。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民が食育に関心を持つ。 ○ 食育のボランティア活動に参加する県民が増加する。 ○ 食品に関する信頼できる情報に基づく適切な判断をし、健全な食生活が行われる知識を持つ。 ○ 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたり、ライフステージに応じた食育の取組が推進されている。 <p>※食育ボランティア数（2020年度）18,780人→（2027年度）現状維持</p>	<p>食育についての普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもから高齢者までが集い、食育を推進するための地域住民の交流を推進。 <p>食育を推進するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育ボランティアの養成・育成・活動への支援。 <p>食品の安心安全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ HACCPによる衛生管理、食品の安全性について関係者の相互理解の促進と県民への情報提供。 <p>信州の食に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新しい生活様式に対応したイベントやICT等を活用した取組と、様々な環境に配慮した情報提供の実施。

第9期長野県高齢者プランについて

はじめに

介護支援課

1 計画策定の趣旨

健康寿命の延伸などのアウトカムに向けて、地域包括ケア体制の深化・推進のための目標や取組指標を設定しての「見える化」や、地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備、介護現場の生産性向上の推進を柱とし、市町村や関係機関等とともに取組むことを盛り込み、介護需要の高まる85歳以上人口の増加を見据えて策定

2 計画の位置づけ、法的根拠

「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン 3.0～」の個別計画(高齢者福祉分野)
老人福祉法(長野県老人福祉計画)、介護保険法(第9期介護保険事業支援計画)に基づき一体的に策定

3 計画期間：

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)(3年間)

第1編 計画の基本的な方向

長野県の高齢社会の現状と見通し

1 高齢者数

- ◆高齢者人口のピークは2040年68.3万人、2020年の約1.1倍
特に介護需要の高まる85歳以上は2040年ピーク18.6万人で2020年の約1.4倍と推計

2 要介護(要支援)認定者数

- ◆全国の要介護認定率は上昇傾向であるが、本県の要介護認定率は2014年から低下傾向
(全国:17.9%(2014年)→19.0%(2023年) 本県:17.5%(2014年)→17.1%(2023年))
- ◆年齢と性別を全国平均とした「調整済み要介護認定率」は13.2%(2022年)で、全国3番目に低い

3 高齢者の有業率

- ◆65歳以上有業率は、令和4年で30.1%(全国:25.3%)で、全国で3番目に高い

4 認知症高齢者数

- ◆本県の要介護認定者のうち認知症高齢者数は2025年に7.2万人、2040年に8.5万人(65歳人口の12.5%)

5 介護人材の状況

- ◆2026年には4.1万人の介護人材が必要と推計。現状(2022年:3.8万人)から3千人の確保が必要

6 地域包括ケア体制の構築状況

- ◆ロジックモデルを活用して地域包括ケア体制の構築状況を、指標により「見える化」
- ◆地域住民や市町村と、県の目指す姿を共有し、施策を推進

長野県の基本目標・目指す姿

1 基本目標

「しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州」

〈しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感〉
年を重ねても、介護が必要となっても、居場所と出番があり、生きがいやしあわせを感じられる
〈ともに支え合いながら暮らす〉
地域における自治の力を活かし、県民同士が支え合い、地域の課題を解決して暮らす
〈自分らしく安心して暮らす〉
自らの意思で選択・決定することができ、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる

2 第9期計画の重点施策(3本の柱)

- ◆**地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸**
➢アクティブシニアの就労と社会参加促進 ➢かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の促進
- ◆**地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備**
➢高齢者人口ピークアウトを見据えた計画的整備 ➢誰もが住みやすい住宅や多様な住まい方を支援
- ◆**多様な介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進**
➢生産性向上に関する相談窓口の設置 ➢多様な人材の入職支援、外国人介護人材の受入支援

第2編 施策の推進

推進目標1 健康で生きがいのある暮らしの実現

章	現状・課題	主な施策の方向性
第1章 高齢者が生きがいをもって活動していける社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の有業率は30.1%(全国3位) ・5割以上の者が地域づくりへの参加意向 ・社会参加活動に参加していない者が9割 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア大学等により社会参加への意識付け ・アクティブシニアへの働きかけを行い、「介護の仕事」の積極的なPR ・信州ACEプロジェクトの推進
第2章 高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護の原因は「高齢による衰弱」が26.7% ・フレイルの認知度は、46.0% ・運動機能や認知機能に「通いの場」が有効 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル対策の知識、予防への普及・啓発 ・「通いの場」の有効な実施のためのリハビリテーション専門職等の派遣

推進目標2 地域における支援体制・在宅医療と介護の充実

第3章 住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要になった場合に介護を受けたい場所の回答は、「自宅」が「施設」の3倍 ・高齢者から移動サービスのニーズが高い ・ヤングケアラーを含む家族介護者への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスの充実とともに、地域包括支援センターを中心として相談支援体制を充実 ・移動サービス構築に向けて、アドバイザー派遣や制度相談のコールセンターを設置 ・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な機関につなぐための研修を実施
第4章 医療と介護が一体となった在宅療養の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅、老人ホームでの死亡の割合は上昇しているものの、全国での順位は低下(11位) ・かかりつけ医の報告制度が今後開始され、在宅医療・介護連携を更なる推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・県で作成した「医療と介護との連携マニュアル Ver.5」や、圏域ごとの「入退院調整ルール」により多職種連携を図り、在宅医療介護連携体制構築を支援 ・ACPの普及展開、自宅・施設の看取りの強化
第5章 認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり (認知症施策推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年には、高齢者の7分の1が認知症を有する状態になると推計 ・令和6年1月に「認知症基本法」が施行され、認知症に関する正しい知識の普及及び認知症の人と家族への理解促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症基本法に基づく「長野県認知症施策推進計画」を本プランと一体的に策定 ・「通いの場」等、認知症の予防に資する可能性のある活動の推進 ・本人、家族への支援体制の充実や、地域の理解促進に向けた普及啓発の強化

推進目標3 安心安全な暮らしの確保

第6章 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、高齢者のみ世帯や単身高齢者世帯は更に増加の見込み ・介護が必要となった主な原因の21.2%は、住宅内等での転倒となっている ・高齢者の所得やADL等、状況に応じた多様な住まい方への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者数のピークアウトも見据えて、中長期的に整備 ・高齢者を含め、誰もが住みやすいバリアフリー住宅等の整備
第7章 災害・感染症の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの教訓を生かし、今後発生し得る新興感染症への対策が必要 ・災害、感染症に関し、介護施設では発生時への対応や、規模を縮小した場合でも継続的にサービス提供のできる備えが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等への対応のため、平時からの個人防護具の備蓄等を啓発 ・県基準条例における介護施設でのBCP策定や、それに基づく研修・訓練等の実施を支援
第8章 権利擁護・防犯・交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の件数は令和4年度で294件 ・認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益保護などの支援が必要 ・消費生活センターに寄せられる相談のうち、高齢者に係る相談が4割 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応窓口の周知、高齢者の権利擁護のため、市町村等への研修を開催 ・必要な状況の方への成年後見制度の利用体制の整備と利用促進 ・特殊詐欺被害未然防止のネットワーク構築

推進目標4 持続可能な介護サービス提供基盤の構築

第9章 介護人材の養成・確保、事業所の生産性向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年には、4.2万人の介護職員確保が必要(現状:3.9万人) ・生産年齢人口は、今後も急減の見込み ・生産性向上の推進への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア、外国人介護人材など、多様な人材の入職促進 ・生産性向上、職場環境の改善に向けたロボット、ICTの有効活用のための相談窓口の設置
第10章 介護保険制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度が適切かつ安定的に運営されるための支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上のための支援・指導 ・介護給付費の適正化に向けた、ケアプラン点検のためのアドバイザーの派遣

第3編 サービス量の見込と達成目標

計画期間中の介護サービスの見込量や整備目標、老人福祉サービスやその他の目標を整理。

第4編 老人福祉圏域

10 圏域ごと地域特性や介護サービスの状況と見込量、地域包括ケア体制構築に向けた現状を分析

長野県障がい者プラン2024について

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- ◆ 障がい者を取り巻く現状や環境の変化に的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ、法的根拠

- ◆ 下記の①～⑥の計画を一体的に整備(④～⑥は新たに位置づけ)
①障害者基本法に基づく障害者計画、②障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、③児童福祉法に基づく障害児福祉計画、④視覚障害者等の読書環境整備推進法に基づく計画、⑤障害者文化芸術活動推進法に基づく計画、⑥難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

3 計画期間：令和6年度～令和11年度(6年間)、②及び③の計画は、3年間(令和6年度～令和8年度)。

第1章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人を取り巻く現状(平成29年度と比較した令和4年度の状況)

- ◆ 身体障がい者は10.8%減少、知的障がい者は11.5%増加、精神障がい者は34.2%増加。(各障がい者手帳所持者)
- ◆ 難病患者(特定医療費受給者証所持者)は、16.2%増加。
- ◆ 発達障がいの診断等を受けた児童生徒数は、小学校で33.4%増加、中学校で53.7%増加、高等学校で61.5%増加。

2 障がい者施策の動向

- ◆ 国の主な法令の動向
・医療的ケア児支援法の施行(R3)、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行(R4)、障害者総合支援法の改正(R6 改正施行)等
- ◆ 県の条例制定の動向
・障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の施行(R4)

第2章 計画の概要

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

2 基本的視点

- 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
- 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
- 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

第3章 重点的に取り組む施策

項目	障がい者プラン2018の検証に基づく課題	重点施策の概要
1 共生社会の実現に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none">・障がいによる生きづらさが解消できていない。(障がいがあることで困ったり嫌な思いをした経験 R4 調査:48.7%)・県民が障がい者と接する機会が少ない。	<ul style="list-style-type: none">・共生社会実現に向けた体験機会の創出による行動変容の促進・障がいのある人とない人との交流機会の拡大
2 地域生活を支えるサービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点等の機能が脆弱(拠点コーディネーター、緊急時受入れ、体験の場の確保等)・基幹相談支援センターの設置率64.9%(未設置27市町村)・サービスを担う人材の確保・定着と資質向上	<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点等の機能強化・基幹相談支援センターの設置促進・生産性向上のためのワンストップ相談窓口の開設、介護ロボット・ICTの導入促進

3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響等により、 ①一般就労への移行の伸びが鈍化 (対目標 80.3%) ②工賃アップが足踏み(対目標 80.6%) ③社会参加の減少 (県スポ参加者 コロナ前比 47.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメントの強化、職場実習の拡大 ・共同受注、販路開拓、農福連携の推進 ・スポーツ等の地域拠点づくり、スポーツや文化芸術等に親しむ環境づくりの推進
4 多様な障がいに対する支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等の支援体制が不十分 (医療型短期入所、圏域医療的ケア児等コーディネーター) ・多様な障がいに対応できる専門人材の更なる育成が必要 (発達障がい、強度行動障がい等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型短期入所の開設の働きかけ、圏域医療的ケア児等コーディネーターの設置促進 ・発達障がい情報・支援センターにおける情報発信・研修等 ・西駒郷の専用棟で強度行動障がい支援のノウハウ蓄積と地域還元

第4章 分野別施策（総合的に推進） ※62項目数値目標を設定

1 障がいへの理解と権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する理解の促進（啓発・広報、研修会・体験会の開催） ・障がいのある人とない人との交流機会の拡大（スポーツ・文化芸術の機会の拡大） ・権利擁護・虐待防止の推進（障がいを理由とする差別解消の推進等） 等
2 地域生活の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の支援（支援人材の確保・定着、サービスの質の向上、サービス提供基盤の整備促進等） ・経済的支援（各種手当・医療費の支援や自動車税減免等） ・相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置促進等） 等
3 安全で暮らしやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・安全な暮らしの確保（防犯・交通安全対策の推進、防災対策・災害発生時の支援の推進等） ・誰もが暮らしやすいまちづくり（福祉のまちづくりの推進等） 等
4 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援の充実（一般就労の促進、福祉的就労の支援、農福連携の推進等） ・社会活動への参加支援の充実（スポーツの裾野拡大と競技力向上、文化芸術活動の推進等） ・移動支援の充実（移動支援事業の充実、身体障がい者補助犬の給付等） ・情報・コミュニケーション支援の充実（意思疎通支援者の養成・派遣等） 等
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な保健・医療サービスの充実（地域医療・救急医療の充実、医療従事者の養成・確保） ・多様な障がいに対する支援の充実（医療的ケア、難病、難聴、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい） ・教育・療育体制の充実（特別支援教育の充実、地域療育機能の強化等） 等

第5章 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること （第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標を設定する（主な目標値を抜粋）。

項目	成果目標（令和8年度）	項目	成果目標（令和8年度）
入所施設から地域生活への移行者数（令和5～8年度の累計）	167人	強度行動障がい者支援の充実	各圏域でアンケート調査等により支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進。
地域生活支援拠点等の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域に1か所以上整備 ・コーディネーター配置 ・年1回以上の運用状況の検証等 	福祉施設から一般就労への移行者数	455人

第4次長野県自殺対策推進計画の概要

これまでの取組

○第1次計画

【計画期間】平成22～24年度

☆ 対策の推進体制を整備・構築

- ・自殺予防情報センターの設置
- ・全圏域で定期的相談会を開催
- ・自死遺族交流会の拡大実施等

○第2次計画

【計画期間】平成25～29年度

☆ 市町村等と連携し、対策を拡大

- ・年5,000人超のゲートキーパー養成
- ・支援関係者向けの研修を充実
- ・民間団体との連携事業の実施等

○第3次計画

【計画期間】平成30～令和4年度

☆ 全庁的な取組の推進、生きることの包括的な支援

- ・対応の段階に応じた対策
- ・実践と啓発を両輪とする対策
- ・役割の明確化と連携・協働の推進等

○「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略

【計画期間】平成31～令和4年度

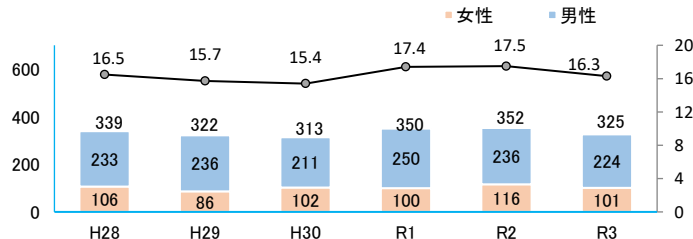
☆ 危機介入、予防策、生き心地の良い地域づくりによる自殺対策

- ・子どもの自殺危機対応チームの設置
- ・「SOSの出し方に関する教育」の推進
- ・多様な居場所づくりの推進等

本県の自殺の現状

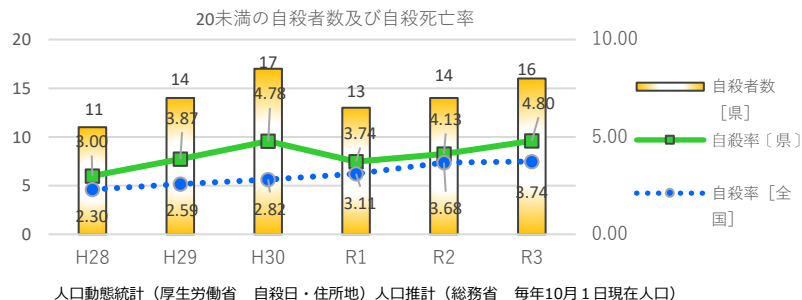
○自殺者数・自殺死亡率の推移

・ H28以降1日約1人のペースで自殺が発生



○若者

- ・ 15歳～30代の死亡原因：自殺が1位
- ・ 20歳未満の自殺死亡率が高い（全国ワースト2位）（H29～R3 5年平均 県:4.26、全国:3.18）



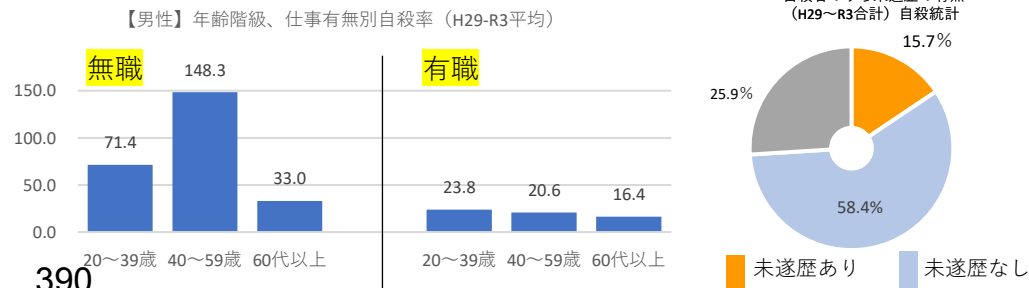
○男女

- ・ 男 30～50代の自殺死亡率が高い
- ・ 80代以上の自殺死亡率が高い
- ・ 女 20代の自殺死亡率が高い



○その他

- ・ 職業の有無…自殺死亡率：無職者>有職者。特に無職の中高年男性
- ・ 未遂者…自殺者のうち未遂歴がある者が15%強



第4次長野県自殺対策推進計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して～

【計画期間】令和5年度(2023年度)～
令和9年度(2027年度)【5年間】

施策の体系

数値目標

- 自殺死亡率(人口10万対) 12.2以下
 - ・国目標 13.0以下 (R8)
- 20歳未満の自殺 ゼロ

基本方針

- 「生きることの包括的な支援」としての対策
 - ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である
 - ・その多くが防ぐことができる社会的な問題である
- 関連施策との有機的な連携を強化した全庁的取組
 - ・生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障がい等障がい者支援施策等
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - ・事前対応・危機対応・事後対応

基本施策

- 市町村等への支援強化と地域のネットワーク構築
 - ・市町村や関係機関への支援と連携
- 自殺対策を支える人材の育成
 - ・早期発見のためのゲートキーパーの養成
 - ・自殺対策に関する人材の確保と資質の向上
- 自殺対策に関する情報提供・理解促進
 - ・自殺対策の適切な情報提供と理解促進
 - ・適切な自殺報道の促進
- 生きる支援に関する県事業の推進
 - ・様々な背景を持つ人への「生きる支援」
- 効果の進捗確認

重点施策

- **拡** 子ども
 - 子どもたちが生き生きと暮らすための支援
 - ・子どもの居場所づくり
 - ・子どもたちの生きる力を高めるための支援
 - 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築
 - ・自殺のリスクが高まることを予防する取組
 - ・自殺のリスクが高い子どもへの危機介入 等
- 生活困窮者
 - 生活困窮者を支える仕組みの構築
 - ・地域の支援者とのネットワークの構築
 - ・生活困窮に関する相談の実施 等

基本方針

基本施策

【自殺対策の基盤的な取組】

重点施策

【自殺ハイリスク層に焦点を絞った取組】

低 自殺のリスク 高

様々な生きる支援関連施策

【県事業の様々な分野における生きることの包括的な支援の取組】

- 実践と啓発を両輪とする対策
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成
- 関係者及び県民の役割の明確化とその連携・協働・共創
 - ・行政機関、関係団体、民間団体、企業、県民等
- **新** 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮
- **新** 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮

働き盛り世代

- 職場環境の改善
 - ・職場におけるメンタルヘルスの推進・ハラスメント防止への支援
 - ・長時間労働の是正への支援
 - ・労働に関する相談の実施 等

新 自殺未遂者

- 自殺未遂者や家族を支える仕組みの構築
 - ・自殺未遂者の精神科医療へのつなぎ
 - ・自殺未遂者を支援するネットワークの構築
 - ・自殺未遂者やその家族等への相談体制の充実 等

様々な生きる支援関連施策

- 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進
- 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講推奨）
- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供
- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進

- あらゆる分野での広報・啓発の強化
- 調査・分析結果の活用
- 既存の生きることの包括的な支援の継続
- その他、様々な「生きる支援」との連動

長野県動物愛護管理推進計画について

食品・生活衛生課

第1章 動物愛護管理推進計画の基本的考え方

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現に向けて、行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物愛護管理法に基づき平成20年に策定した（平成26年に第1次改定、令和4年に第2次改定）。

計画の性格	・ 環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、本県の実情も踏まえて長野県が定めるもの。 ・ 本県の動物の愛護及び管理に関する施策の基本となる計画。
計画の期間	令和4年度から令和12年度まで（9か年間）
計画の進行管理	・ 毎年、計画の達成状況を点検し、動物愛護管理推進懇談会*の意見も伺いながら施策に反映。 *関係団体、中核市、県関係機関等で構成

第2章 長野県動物愛護管理行政の現状について

- 猫に係る苦情の増加（多頭飼育問題、糞尿・悪臭による生活環境被害等）
- 保健所の犬猫の収容頭数及び殺処分数の減少（飼い主への返還や譲渡の推進）
- 災害時におけるペット動物の救護等を行うための体制整備（獣医師会、動物愛護会との連携等）
- 動物取扱業者への計画的な監視指導の実施
- 動物愛護センターにおける動物愛護・適正飼養の普及啓発や動物介在活動の展開

第3章 新たな推進計画における施策等

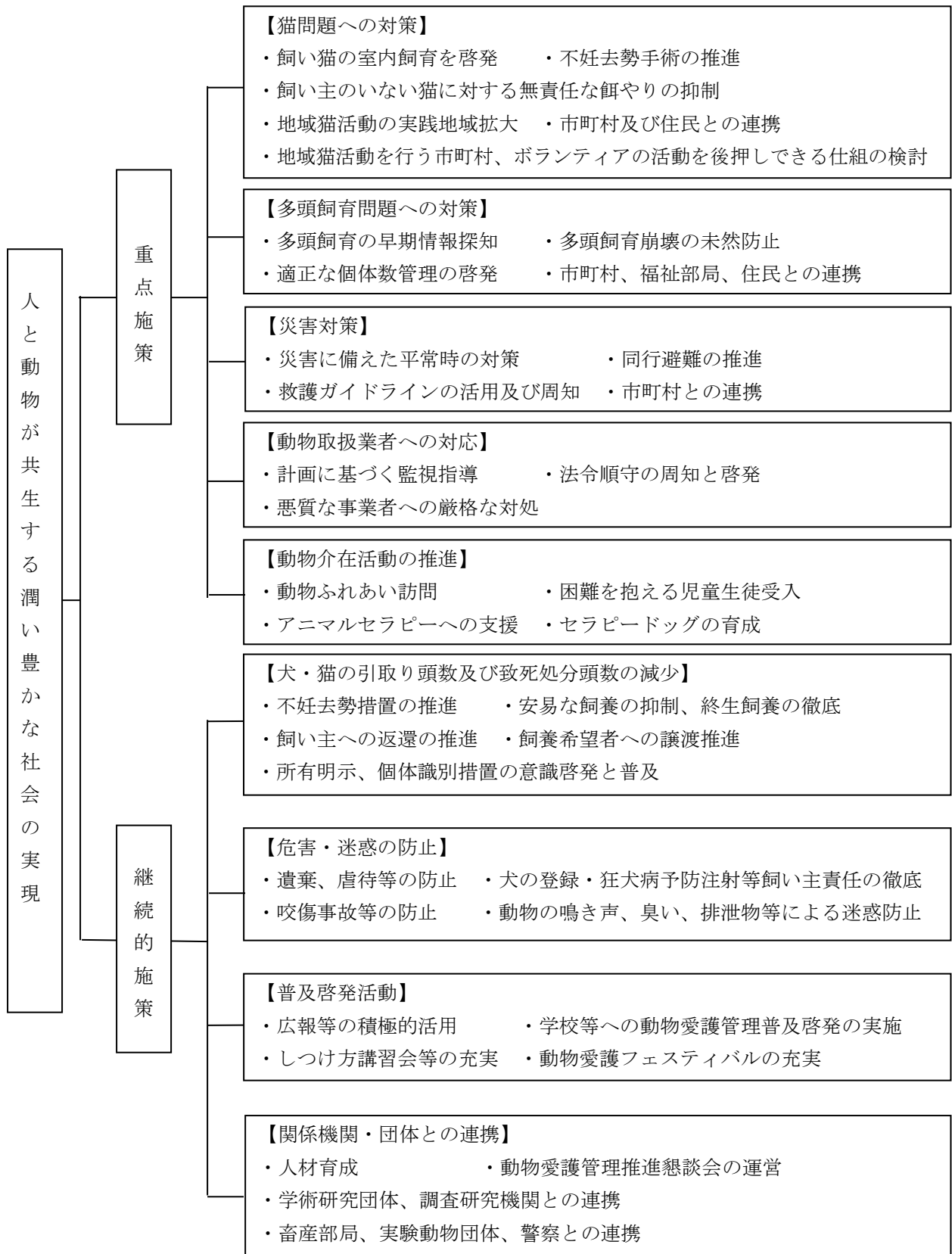
国の基本指針の見直しや動物愛護管理法改正、社会情勢の変化、当県のこれまでの取組の振り返りを踏まえた上で、新たな課題などの整理を行い、重点的に取り組む施策などを明確化した。

重点施策	① 猫問題への対策 ② 多頭飼育問題への対策 ③ 災害対策 ④ 動物取扱業への対応 ⑤ 動物介在活動	継続的施策	① 犬及び猫の引取・致死処分の減少 ② 動物による人への危害・迷惑防止 ③ 動物の適正飼養の普及啓発活動 ④ 関係機関との連携
------	--	-------	--

長野県動物愛護管理推進計画の施策体系

【理念】

【施策の内容】



◎ 数値目標の一覧

施策	目標	R2実績	数値目標
重点1 猫問題への対策	猫の苦情件数	2,518	1,000件以下
	猫の飼い方教室（保健所ごと・年度）	4回/3所 (R1 6回/6所)	各所1回以上
重点2 多頭飼育問題	多頭飼育等の対応を含めた市町村、社会福祉部局、住宅部局、動物愛護推進員、ボランティア等関係者による情報・意見交換会（保健所ごと・年度）	—	保健所の管轄区域ごとに年1回以上の実施
重点3 災害対策	市町村の防災訓練で同行避難を実施	—	保健所の管轄区域ごとに毎年1か所以上の実施
重点4 動物取扱業	動物取扱業の監視指導計画の実施率 第一種動物取扱業 第二種動物取扱業	78.4% 15.0%	監視指導計画件数の100%
重点5 動物介在活動の推進	子どもサポート関係者連携会議	1回	現水準維持
継続1 引取り・殺処分の減少	犬の引取数（150頭）※	30頭	30頭以下
	犬の返還率（80%）※	82.5%	80%以上
	犬の譲渡率（80%）※	101.0%	90%以上
	猫の引取数（1,200頭）※	851頭	800頭以下
	猫の返還率	1.5%	10%以上
	猫の譲渡率（40%）※	75.7%	60%以上
	犬の殺処分数 ^{注1}	0頭 (R2 5頭)	5頭以下 (10頭以下)
	猫の殺処分数 ^{注2}	64頭 (R2 260頭)	50頭以下 (500頭以下)
	猫の路上死体数（53自治体合計） （対人口10万当たり頭数）	R1 3,479頭 (R1 183.82頭/人口10万人)	参考指標
継続2 危害・迷惑の防止	狂犬病予防注射率（97%）※	88.2%	97%以上
継続3 普及啓発活動	動物愛護フェスティバル（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
継続4 関係機関との連携	保健所職員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護推進員技術研修会の実施回数（年度）	中止 (R1 1回)	1回以上
	動物愛護センターサポーター研修会（年度）	1回	1回以上

※：改定前の計画において定められていた数値目標（到達目標を含む。）

注1、注2：従来の殺処分数には負傷等で収容中に死亡した頭数などを含めていましたが、新しい推進計画では、推進計画の継続的施策1に記載のとおり、殺処分の定義を変更しています。

第2期長野県地域福祉支援計画（概要）

1 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

長野県地域福祉支援計画は、社会状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にでも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向性を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策を示すものです。

計画の位置づけ

本計画は以下の位置づけとして策定しています。

- 社会福祉法第108条第1項に規定された都道府県地域福祉支援計画
- しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）を地域福祉の分野で具体化する計画

本計画は、本県の地域福祉の向上に資するため、県が行う施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携・協働を期待するものです。

計画の期間

2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）

2 長野県の地域福祉を取り巻く現状

- 人口減少、高齢化、単身世帯の増加が進展
- 新型コロナウイルスの感染拡大
 - ・人権問題へ関心をもつ割合の高まり
 - ・地域活動の低下
 - ・生活困窮者の増加、顕在化
- 複合的課題（ひきこもり、医療的ケア児等）の顕在化

3 計画の基本理念・地域共生社会のイメージ・施策の視点

基本理念

ともに学び ともに創る 地域共生・信州

長野県が目指す地域共生社会のイメージ

お互いに関わり合いながら、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」(*)の社会

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

※ 福祉的なサービスが必要な人も、そうでない人も、多様な個性の人が、同じ地域の一員として生きていくというイメージ

施策の基本的視点

学びの推進

- 誰もがその人らしく生きるために、地域に生活する人々が、多様な個性を学ぶこと。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、地域で営まれている様々な活動を学ぶこと。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、福祉に関する多様な担い手が必要なる知識を学ぶこと。

場づくり

- 誰もがその人らしく生きるために、地域の中の多様な居場所をつくること。
- 皆が地域づくりの主体として支え合うために、個性を生かせる活動の場をつくること。
- 地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、多様な担い手が地域福祉に参加し、専門的な相談支援の場をつくること。

4 地域共生社会創造に向けての施策の方向性

第1節 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり

めざす姿 多様な個性の理解が進み、誰もが安心できる環境がある

- 1 多様性の学びと交流と対話の場づくり
 - 多様な個性やちがいがあつことを知り、交流し、対話することで、お互いを尊重し合えるように、学びと交流の場を作る取組を行います。
- 2 安心して暮らせる環境づくり
 - 地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で学ぶことや、学習・周知の機会をつくる取組を行います。

第2節 多様な主体による支えあいのある地域づくり

めざす姿 多様な主体による活動を促進し、個性を生かした活躍の場がある

- 1 地域の支え合い促進のための人材育成
 - 住民の自発性を促し、住民に寄り添つた地域づくりを進めていくことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多様な主体の協働による活躍の場づくり
 - 多様な立場の主体が、地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する場や仕組みをつくるとともに、就労や地域活動など、その人それぞれの個性や環境にあつた社会参加ができるような取組を行います。
- 3 支え合いのある地域の基盤づくり
 - 地域の中で社会参加の妨げとなつている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が互いに連携した地域づくりのための取組を行います。

第3節 様々な課題への重層的な支援体制づくり

めざす姿 専門性を生かしながら、多様な機関が協働した相談支援体制がある

- 1 専門人材の育成、福祉サービスの充実と質の向上
 - 多様なサービスの充実とともに、各専門機関同士が相談内容を引き継ぐ体制を整えるため、相談に携わつてきた職員等のそれぞれの専門性を高めつつ、責任を持って次の支援機関に対応を引き継ぐことのできる人材育成のための取組を行います。
- 2 多機関との連携によるワンストップの相談・支援体制づくり
 - 高齢、障がい、子どもといった福祉分野の専門性を活かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築した上で連携を図っていくことや、市町村における支援体制整備の取組や地域福祉計画策定に係る取組を行います。

長野県国民健康保険運営方針の改定の概要

国民健康保険室

はじめに

運営方針に係る基本的事項（策定の目的、根拠、対象期間）を記載します。

- | | |
|------------------|--|
| 1 策定の目的 | 財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進等の国保の運営を、県と市町村が共通認識のもと行っていくために策定 |
| 2 策定の根拠 | 国民健康保険法第82条の2第1項 |
| 3 方針の対象期間 | 令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間 |

第1 基本的な考え方

- ・本県の国民健康保険制度は、高齢化率が高い、所得水準が低い、小規模保険者が多い等の構造的課題が顕著であることから、保険料水準の統一による制度の安定化が必要
- ・保険料水準等の統一に向けたロードマップ（以下「ロードマップ」という。）（※）の先を見据えた保険料水準の統一の方向性を示すとともに、任意給付、保健事業費等の統一による国保制度の均てん化を目指す

（※）県と市町村が協議の上、策定した保険料水準の統一に向けた国民健康保険運営の中期的改革方針〔R3.3月策定〕納付金の算定に使用する医療費指数の二次医療圏統一、資産割の廃止、応益割額の平準化等について、令和9年度を目標年度として取り組むことを明記

- ・医療費適正化の推進と決算補填等を目的とした法定外繰入解消により、国保財政の安定化に取り組む
- ・運営方針に位置付けた取組項目について、市町村の取組状況を一覧で示すことにより、各市町村の国保制度運営上の課題を明確にする

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

国保財政の安定化のために、国保の主な支出である医療費の現状と見通し、財政赤字の解消・削減の取組等について記載します。

1 国保加入状況等

- ・被保険者数 平成29～令和4年度で72,709人減少〔H29:473,946人→R4:401,237人〕
- ・高齢化率（加入者に占める65歳以上の方の割合）は、本県は48.8%（全国45.1%）で増加傾向（令和3年度）〔H29:45.9%（全国42.5%）〕
- ・77市町村中51市町村（66.2%）が小規模保険者（令和3年度）。全国33.7%と比べて大幅に多い

2 医療費の現状と見通し

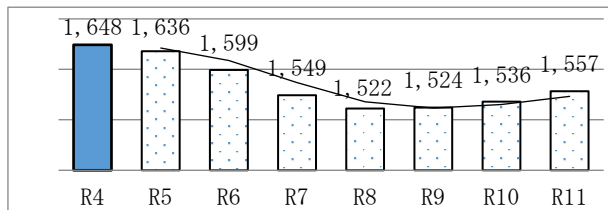
（1）医療費の現状

- ・一人当たり実績医療費は、396,973円、前年度から2.3%増加（令和4年度）〔R3:388,023円〕
- ・一人当たり実績医療費の格差は最大で2.2倍（令和3年度）〔R元:2.4倍〕
- ・高額医療費の市町村間格差は最大で1.37倍（令和元年度～令和3年度平均）〔H30～R2:3.3倍〕
小規模市町村では高額医療費の乱高下が生じることがある

（2）医療費の将来推計

- ・令和5～8年度、団塊の世代の後期高齢者移行等に伴う被保険者数の減少により、国保医療費は減少する見込〔R4:1,648億円→R8:1,522億円→R11:1,557億円〕
- ・令和9年度以降、被保険者数の減少より一人当たり医療費の増加の影響が上回り、医療費総額は増加に転じる見込〔R4:396,973円→R8:392,162円→R11:415,141円〕
- ・令和11年度、医療費総額は約1,557億円となり、令和4年度から91億円程度減少するも、一人当たり医療費は41万5千円となり、令和4年度と比較して4.6%上昇する見込み

[参考：医療費の将来推計グラフ（R4は実数）]



年 度	R5	R8	R11
推計総医療費	1,636 億円	1,522 億円	1,557 億円
一人当たり実績医療費	405,901 円	392,162 円	415,141 円

3 市町村国保財政

(1) 現状

- ・令和4年度、6割弱の保険者が法定外一般会計繰入を実施し、総額は約4.4億円〔R元：13.2億円〕
- ・うち決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額は、保険料（税）の負担緩和を目的として1保険者が実施（9.4万円）〔R元：6.9億円（7保険者）〕

(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・市町村は、赤字が発生しないよう適正に保険料（税）率を設定
- ・県は、納付金の適正な算定、納付金増加リスクに備えた財政安定化基金の積み増し、保険者努力支援制度交付金の獲得による保険料（税）の圧縮に努めるほか、赤字が発生した市町村に対して計画的な解消を助言

(3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

◆ 解消・削減すべき赤字

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の増加分（決算補填等目的のものに限る）」の合計額とする。

◆ 解消・削減対象となる法定外一般会計繰入 以下の目的で法定外繰入を行った場合をいう

- 保険料の収納不足のため
- 保険料の負担緩和を図るため
- 任意給付に充てるため
- 累積赤字補填のため
- 公債費、借入金利息

◆ 赤字解消・削減のための取組

市町村：赤字発生 の要因分析、解消・削減の目標年次、解消・削減のための具体的取組を記載した赤字解消計画を策定

県：赤字解消・削減に向けた助言を実施するほか、保険者努力支援制度取組評価分（県分）を市町村へ再配分する評価指標にマイナス評価を設定する等、新たな赤字発生を防ぐ取組を実施

◆ 赤字解消の目標年次

発生 の翌年度に解消することを原則とし、やむを得ない事情により翌年度の解消が見込めない場合は、遅くとも令和9年度までに解消する

(4) 財政安定化基金

◆ 財政安定化基金事業

貸付：予算編成時の保険料（税）必要額に対して収納額が低下することが見込まれる場合、不足額を貸付

交付：特別な事情により保険料（税）の収納額の低下が見込まれる場合、不足額の1/2を交付

◆ 財政調整事業分

決算剰余金等の留保財源を活用して積立てを行い、急激な医療費の上昇等により、翌年度の納付金の大幅な上昇が見込まれる際、市町村の急激な負担増を緩和するために活用〔R5年度末見込み：6.1億円〕

第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

保険料水準統一の必要性と今後の方向性及び納付金・標準保険料率の算定に関する基本的な考え方について記載します。

1 現状

- ・保険料（税）の算定方式は、ロードマップに基づき被保険者数、世帯、所得を構成要素とする3方式で標準化を進めており、令和9年度までの資産割の完全廃止を県・市町村で合意済
- ・令和5年度の保険料（税）の算定方式において、資産割を含む4方式を採用する市町村は27市町村まで減少（令和2年度対比 19市町村減少）

2 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法

（1）保険料水準の統一について

◆令和9年度まで

令和9年度までに二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化を進める

◆令和10年度以降

国保制度の県単位化の趣旨を更に深めていくため、令和12年度までに納付金算定時に医療費指数を反映しない「納付金ベース」の統一を進め、市町村への影響を最小限に留めるため、以下の取組を実施

- ・令和10年度までに医療費指数の高い市町村の医療費指数を県平均レベルまで下げることを目指し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の県平均レベルまでの引き上げや、服薬指導の強化等、保険者の努力により医療費適正化の効果が得られる取組を中心に市町村の保健事業を支援
- ・令和10年度以降、納付金ベースの統一を段階的に進める際、医療費指数の低い市町村へ県繰入金等を活用した財政支援を実施

（2）完全統一に向けた検討

- ・国保制度の県単位化に伴い、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）の負担があるべき姿であるため、保険料水準の完全統一に向けて、市町村が実施する保健事業、任意給付の統一や、納付金の算定に使用する収納率による調整方法の統一を検討
- ・納付金ベースの統一を開始する令和10年度までに全市町村と合意形成が得られれば、令和12年度の統一目標を納付金ベースの統一から完全統一への見直しを検討

（3）納付金の算定方法

◆納付金の配分 市町村ごとの所得、被保険者数、世帯数により配分

◆応能分と応益分の配分 原則通り、全国平均と比較した県の所得水準によって応能分と応益分の割合を設定（応能：応益＝およそ49：51）

◆応益分における均等割と平等割の割合 均等割と平等割の割合の過去3年間の平均値を用いる

◆医療費水準の反映

① α の設定

・令和9年度まで

医療費指数の差を全て反映させる（ $\alpha = 1$ ）

ただし、ロードマップに基づき令和4年度～9年度にかけて市町村の医療費指数を二次医療圏の医療費指数に段階的に統一する

・令和10年度以降

医療費指数の差の反映度合いを段階的に廃止し、令和12年度の完全廃止を目指す（ $\alpha = 0$ ）

② 高額医療費の共同負担 県全体で高額医療費を共同負担する調整を実施

◆保険者努力支援制度取組評価分（県分）の再配分

医療費適正化に取り組む市町村のインセンティブとして再配分することとし、再配分する際の評価指標を必要に応じて見直す

(4) 市町村標準保険料率

◆標準的な保険料の算定方式 3方式（所得割、均等割、平等割による算定）を用いる

3 激変緩和措置

制度改正及び保険料水準の統一に伴い、各市町村の納付金の急激な上昇を抑制するため、激変緩和措置を実施

◆制度改正に伴う激変緩和措置

平成30年度から令和5年度まで実施した激変緩和措置を、制度改正の影響が残る3村に限定して4年間延長

◆ロードマップに伴う激変緩和措置

- ・7圏域（長野、松本、上小を除く）

市町村の医療費指数を二次医療圏の医療費指数に近づける際、影響の大きい市町村を対象として県繰入金による財政支援を実施

- ・3圏域（長野、松本、上小）

医療費指数の二次医療圏単位統一が未実施の間、高額な医療費の発生に伴う納付金増加リスクのある小規模町村を対象として県繰入金による財政支援を実施

4 令和7年度以降の納付金算定方法

被保険者のあるべき保険料負担が著しく変動することを考慮して激変緩和措置を実施

◆令和9年度まで

ロードマップに従い、医療費指数の二次医療圏統一に向けて、令和7年度は医療費指数の4/6、令和8年度は5/6の近づけを実施し、令和9年度は統一後の医療費指数を反映する

◆令和10年度以降

納付金ベースの統一に向けて令和10、11年度は医療費指数の反映度合いを段階的に引き下げ、令和12年度に医療費指数の反映を完全に廃止する

第4 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

国保財政の主な収入である国保料（税）の確保のための取組について記載します。

1 現状

県内市町村の保険料（税）収納率の平均は、令和4年度において96.05% [R元：95.15%]

2 目標収納率

目標収納率は、保険者規模に応じた目指すべき収納率の水準として、県内市町村保険者の保険者規模（一般被保険者数）別に設定する

設定方法 基準年度（目標設定年度の2年度前）の規模別平均収納率+基準年度の前2年度分の規模別平均収納率の増加幅により設定

保険者規模別目標収納率一覧表（令和6年度の設定例）

保険者規模	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上
目標収納率	98.00%	97.40%	95.69%	97.28%	95.40%	94.40%

3 収納率向上の取組

◆口座振替の促進 ◆現年度分の収納率向上 ◆滞納対策（滞納者との接触の機会の確保、差押え等の滞納処分の実施、収納対策の共同実施（地方税滞納整理機構の活用）

第5 市町村における保険給付の適正な実施

国保財政の主な支出である保険給付の適正化を図るための取組について記載します。

1 現状（令和4年度）

- ・レセプト点検実施状況 一人当たり財政効果 1,731円〔R元：1,727円〕
- ・柔道整復師療養費の患者調査実施市町村数 38市町村〔R元：30市町村〕
- ・第三者求償の取組状況 損害保険関係団体との覚書締結、国保連合会への求償事務の委託は、全市町村が実施。求償事務に係る数値目標は、59市町村が設定〔R元：53市町村〕

2 給付の適正化に向けた取組

- ◆県による保険給付の点検 県内市町村間を異動した被保険者に係る縦覧点検等を実施
- ◆大規模な不正利得返還金の回収 一定の要件に該当する医療機関の不正利得について、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行う
- ◆柔道整復師の療養費の給付の適正化 ◆あん摩マッサージ・はり・きゅうの療養費の給付の適正化
- ◆レセプト点検の充実強化 ◆第三者求償の推進 ◆保険者間調整
- ◆高額療養費の多数回該当の取扱い 全ての市町村で同一基準による判定が可能となるよう判定基準を設定（令和3年度）したとともに、市町村単独で県下統一した判定が可能となるよう支援

第6 医療費適正化の取組

被保険者の健康づくりの推進や国保財政の安定化のために実施する医療費適正化の取組について記載します。

1 現状（令和4年度）

- ・特定健康診査受診率 46.5%（全国 37.5%）〔R元：46.8%（全国 38.0%）〕
- ・特定保健指導実施率 61.0%（全国 28.8%）〔R元：60.2%（全国 29.3%）〕
- ・後発医薬品使用割合 82.8%（参考：全国〔国民医療費〕83.2%）〔R元：79.2%〕
- ・医療費通知 77市町村で実施 ・後発医薬品差額通知 77市町村で実施〔H29:71市町村〕
- ・糖尿病性腎症重症化予防の取組 74市町村で実施〔H29:57市町村〕
- ・個人の予防・健康づくりインセンティブ提供の取組 65市町村で実施〔新規〕
- ・メタボリックシンドローム該当者の減少率 20.2%〔新規〕
- ・たばこ対策（禁煙を促す取組） 30市町村で実施〔新規〕
- ・データヘルス計画策定状況 76市町村で策定〔R元:76市町村〕

2 適正化に向けた取組

長野県の一人当たり年齢調整後医療費の低さ順位は全国4位（平成21年度）から10位（令和2年度）に下落しており、伸び率は6番目に増加している

〔H21:251,869円（全国 277,000円）→R2:348,817円（全国 363,629円）〕伸び率 1.38%（全国 1.31%）

今後、保険者努力支援制度に沿って医療費の適正化に取り組み、一人当たり年齢調整後医療費の低さ順位を全国5位以内まで引き上げ、併せて国交付金の獲得により保険料（税）負担の軽減を図る

〔具体的な取組項目〕

- ◆特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上のための取組 ◆後発医薬品の使用促進
- ◆重複・頻回受診の適正受診、重複・多剤服薬者に対する取組の推進
- ◆糖尿病性腎症重症化予防の取組 ◆個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組
- ◆メタボ該当者の減少に向けた取組 ◆たばこ対策
- ◆データヘルス計画の策定及び評価に向けた取組 ◆KDBの活用による保健事業の推進
- ◆地域・職域連携における保健事業の取組

第7 市町村が行う事務の広域的、効率的な運営の推進

国保運営の県単位化に伴い、市町村ごとに行われている事務を広域的に行うことによる事務の効率化や、県が統一的に取り扱うべき事務について記載します。

[具体的な取組項目]

- ◆ 統一的な広報
- ◆ 申請書様式の標準化 ◆ 事務処理マニュアルの作成 ◆ 高額療養費の多数回該当の取扱い
- ◆ 葬祭費の統一（50,000円） ◆ 保険料（税）・一部負担金の減免基準の統一
- ◆ 第三者求償に係る県への委託事務の標準化 ◆ 市町村事務処理標準システム等の導入
- ◆ 資格確認書の様式等の標準化

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

高齢化が急速に進む中、地域包括ケア体制の構築や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等、国保部門の取組と保健医療及び福祉サービス等の連携の重要性について記載します。

1 市町村の取組

国保から後期高齢者医療制度へ移行した方への保健事業の切れ目ない実施と、介護予防事業との連携により、疾病予防と生活機能の維持を一体的に実施する

2 県の取組

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組が全ての市町村で実施されるよう、健康課題の提供や先進事例の紹介等を通じて市町村の取組を支援する

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連携調整その他の事項

県と市町村が一体となり国保運営を行うための共通認識の形成の場や方法について記載します。

- 1 国民健康運営協議会の審議
- 2 長野県県・市町村国保運営協議会での協議
- 3 保険料水準等統一ワーキンググループの設置（保険料WG、保健事業WG、市町村事務標準化等WG）
- 4 情報共有の推進（国保主管課長会議等を通じ、国保制度の改正点や市町村助言結果等の共有を図る）

第10 検証及び見直し

国保運営の不断の検証と見直しについて記載します。

1 PDCAサイクルの実施

県及び市町村は、継続的な改善を行うPDCAサイクルを実施することとし、安定的な財政運営や広域的、効率的な事業運営を図る。とりわけ、県は市町村に対する助言を通じて、市町村によるPDCAサイクルの実施を支援する

2 国民健康保険運営方針の検証・見直し

本方針による取組の進捗状況を長野県国民健康保険運営協議会に報告し、取組の効果等を審議するほか、方針の中間年度となる令和8年度に進捗状況を評価し、必要に応じて令和9年度に見直しを行う

令和8年度長野県食品衛生監視指導計画の概要

この計画に基づき食品衛生に関する監視・指導を行い、食品の安全性を確保します。本計画の結果について、令和9年(2027年)6月末までに公表します。また、計画の進捗状況について3か月ごとに公表します。

対象 : 県内全域(長野市・松本市は別に計画策定)
実施期間 : 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日【1年間】
根拠法令 : 食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、食品衛生法施行条例、長野県食品安全・安心条例等
基本方針 : ①監視指導を実施します ②衛生管理を支援します ③県民と共に進めます

監視指導に関する事項～監視指導を実施します～

【監視指導の実施体制】

- 食品事業所に対する立入検査 : 保健福祉事務所(保健所)等(食品衛生監視員)
- 食品等の検査 : 保健福祉事務所及び環境保全研究所
- と畜検査 : 食肉衛生検査所(と畜検査員)
- 厚生労働省や都道府県(広域連携協議会)及び庁内関係部局(長野県食品安全対策連絡会議)とも連携して実施します。

【監視指導の実施】

- 食品衛生監視員による立入検査計画件数 8,220件
(内訳 : 飲食店営業 5,517件、製造・販売業等 2,230件、集団給食施設 473件)
- 食品等の検査計画件数 1,177件(内訳 : 国産品 1,098件、輸入品 79件)
- と畜検査 と畜場に搬入される全ての家畜(牛、豚等)について実施(全頭検査)
- 食品事故発生時の危害の重大性等を考慮し、観光地等の集中監視を実施します。
- HACCPに沿った衛生管理に関する指導や流通食品等の検査を実施します。
- 重点監視指導項目を定め、重点的かつ効率的な監視指導を実施します。

【重点監視指導項目】

①食中毒防止策

食肉の生食や加熱不足、アニサキス等魚介類に寄生する寄生虫、ノロウイルス等による食中毒に対する防止策の他、テイクアウトやデリバリーといった多様化する営業形態における食の安全性確保や有毒きのこ・有毒植物の誤食に関する注意喚起を行います。

②違反、苦情食品発生防止策

表示違反や規格基準違反対策として監視指導や検査を実施する他、異物混入事例発生時には事業者と協力し、原因究明・再発防止を行います。

③HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び検証

大規模な広域流通食品製造施設やと畜場における「HACCPに基づく衛生管理」の適合確認、飲食店、小規模な食品製造施設、営業届出施設における「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施状況の確認、指導を行います。

自主的な衛生管理に関する事項～衛生管理を支援します～

事業者が自ら実施する衛生管理を向上するため、助言や指導を行います。人材の養成・資質の向上として、新規食品営業者講習会等の講習会を行います。

県民参画の推進に関する事項～県民と共に進めます～

県民、事業者及び行政等が相互理解を深めるための意見交換(リスクコミュニケーション)として、懇話会や食品の安全こども教室等を開催します。

ホームページ、SNS等により、食中毒予防等について県民への情報提供を行います。